

## 常 任 委 員 会 報 告 書

民生文教常任委員会より、別紙のとおり報告書の提出があった。

令和 6 年 1 2 月 9 日

七飯町議会議長 木 下 敏



民生文教常任委員会報告書

令和6年9月27日第3回定例会における議決に基づき、当委員会の所管について調査した結果を下記のとおり報告する。

令和6年12月4日

七飯町議会議長 木下 敏 様

民生文教常任委員会  
委員長 池田 誠 悦

記

【所管事務調査事項】

- ・七飯町図書室及び七飯町社会福祉協議会の移転について

令和6年10月4日、10月25日、11月5日、11月18日、12月4日の5日間、委員会を開催し、統括監（行財政改革担当）兼財政課長、統括監（公共施設整備担当）兼都市住宅課長、福祉課長、生涯教育課長の出席を求め、提出資料に基づいた説明の聴取及び現地調査を行った。

1. 調査の目的

今後移転が予定されている、七飯町図書室及び七飯町社会福祉協議会について、移転先の候補地や移転後の運用について調査を行った。

2. 調査の方法

七飯町図書室及び七飯町社会福祉協議会の移転に当たって、移転先の改修内容

や移転後の配置案の他、社会福祉協議会の設置根拠、必要な条例改正を含めた移転までのスケジュールについて資料の提出を求め聴取を行ったほか、移転の検討対象となる七飯町文化センター、役場庁舎分室、七飯町水防センターの現地調査を行った。

### 3. 七飯町図書室の移転計画について

七飯町図書室については、図書館建設も含めて検討されていたが他の事業との兼ね合い等から建設の先送りが表明されている。しかしながら、現在の施設は耐震性も確保されていないことから町民が安心して利用できる施設とするため移転が必要な状況であり、移転先として、町からは文化センターを活用した案が示された。調査時点での配置図（案）は【図1】のとおりである。

この配置に関しては、北海道立図書館の司書や公立図書館の館長経験者など図書館に精通した方に視察してもらい、相談をした上で検討を行ったとのことであった。

移転後は、文化センター2階のエントランスやラウンジ、1階のギャラリーに本棚と閲覧スペースを配置し、また、児童の図書振興を図るため絵本の読み聞かせなどを行えるキッズルームを現在の会議室に設置することを検討している。

移転後の書架の冊数は、現在とほぼ同等となる見込みであり、閲覧の少ないものは閉架とするが、受付の近くに場所を確保し、要望に応じてスムーズに貸出しをしていくことを考えている。

なお、移転に当たっては移転後の配置案を含め、図書室の利用や図書事業に関する団体と協議を進めており、概ね理解を得られているとのことであった。

委員からは、1階と2階に配置することでの管理上の問題や司書の配置、休日の貸出しについて質疑があった。

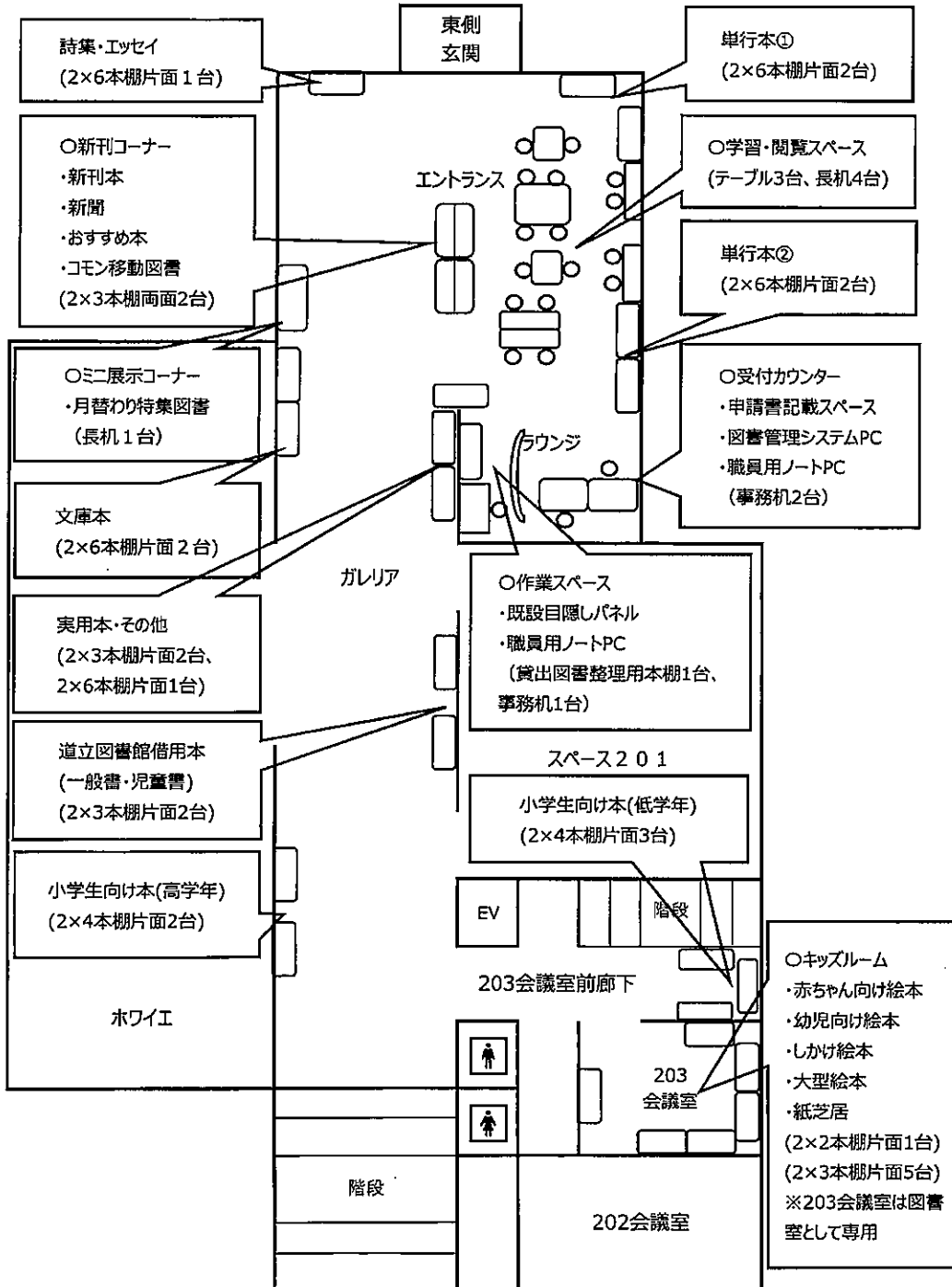
それに対し、既存の監視カメラや職員による定期巡回で対応すること、司書の資格を持った職員の配置を検討していくこと、施設管理を行っているシルバー人材センターで対応する旨の答弁があった。

調査段階での今後のスケジュールとしては、令和7年1月より移転についての周知を広報誌やホームページ等で行い、現図書室での貸出しは2月末日をもって終了し、3月中旬から図書の移動を進め、5月から文化センターでの図書室稼働を開始したい考えであった。

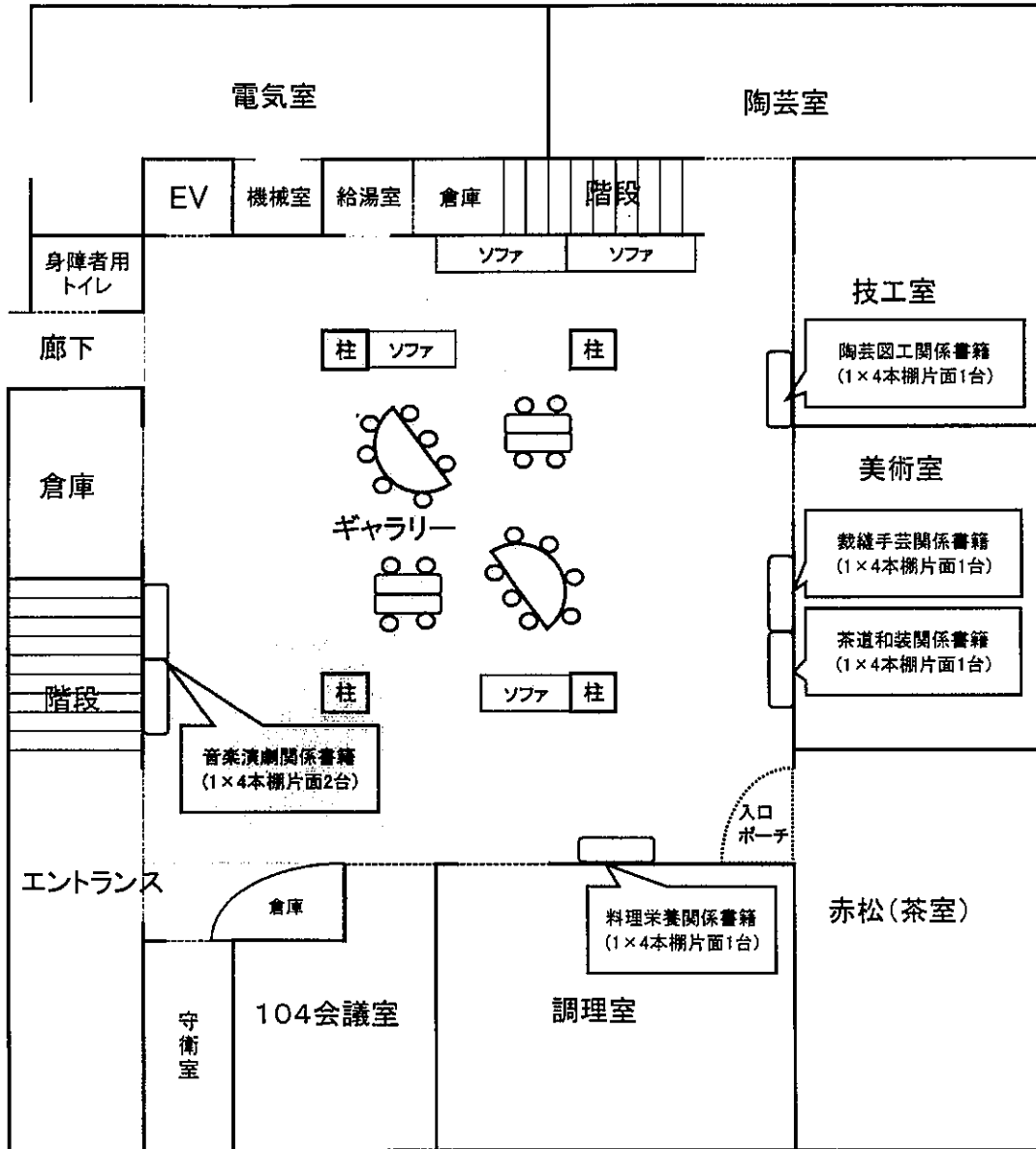
また、必要な条例改正等とともに補正予算を提案し、可決された場合は図書検索システムの導入や備品の購入を行うとのことであった。

【図1】文化センター図書配置図（案）

文化センター図書配置図 2階(案)



文化センター図書配置図 1階(案)



#### 4. 七飯町社会福祉協議会の移転計画について

七飯町社会福祉協議会は社会福祉を目的とする事業の企画及び実施、社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助等による地域福祉の推進を図ることを目的としている団体で、七飯町図書室と同じく本町地域センターに設置されているため移転が必要な状況である。

移転先として、町からは現在は七飯町森林組合が使用している役場庁舎分室を事務室や会議室として、また、倉庫として鶴野会館を活用する案が示された。調査時点での配置図（案）は【図2】のとおりである。

役場庁舎分室は昭和53年度建築のため、建物内部では照明設備やトイレなどの改修、建物外部では屋根塗装や外壁洗浄、職員駐車場の整備などの改修が必要となる。また、現在は書庫として利用されているスペースに会議室や多目的スペース、相談室の整備を検討している。

これまでは、老人クラブ連合会などに会議室の貸出しを行い、その際には30名を超える利用者にも対応できていたが、移転後は会議室の大きさから30名を超える会議は行えず、また、駐車場に関しても14台ほどしか確保できないため、大人数での会議等には貸出せない状況となる。

このことから、施設も古く狭い役場庁舎分室ではなく七飯町水防センターを移転先として検討できないかとの意見が委員からあげられた。

七飯町水防センターは平成28年に建築されたため施設は新しいが、市街化調整区域と都市計画法上で定められており、民間団体の事務所設置は原則不可とされていること、施設整備に当たり国から交付された補助金の目的外使用となることから、移転は難しい旨の説明があった。

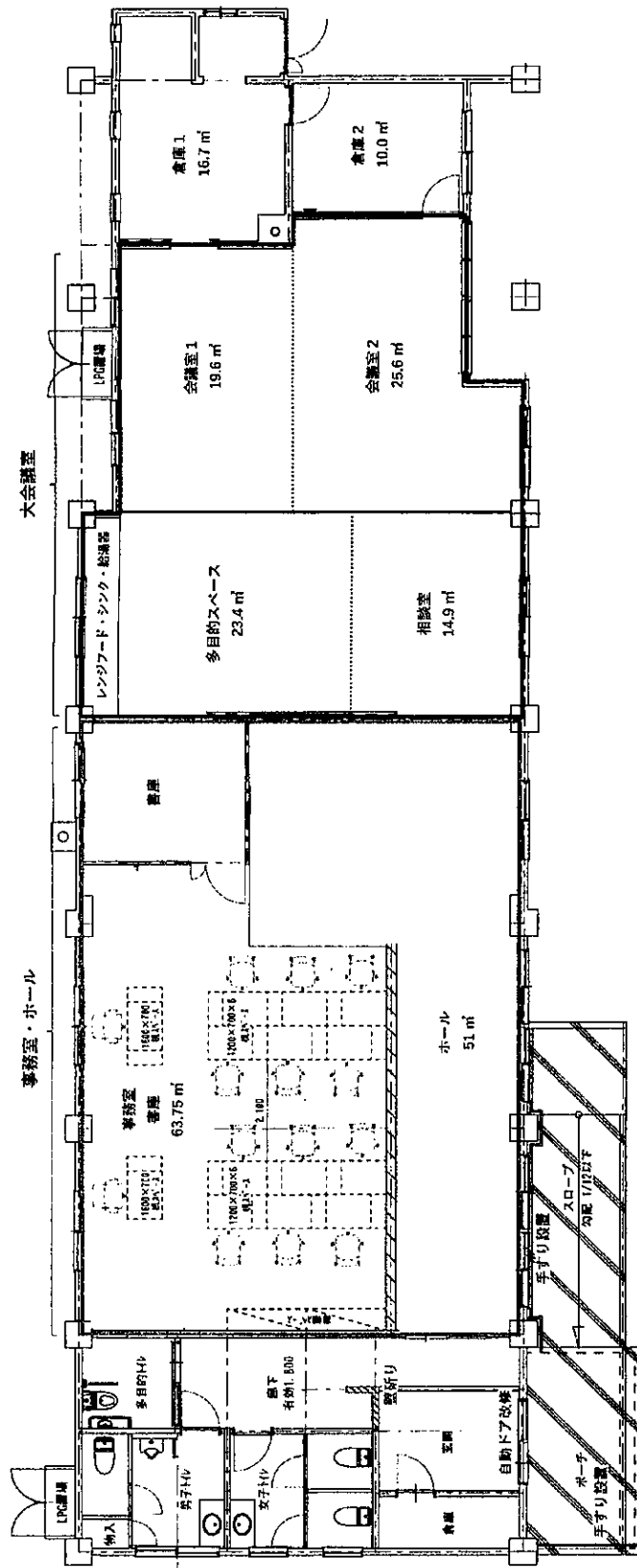
社会福祉協議会との協議では、建物や駐車場が狭くなることへの懸念が示されたが、会議室等の貸出しについては他の公共施設を活用することとし、事務室としての利用を主とすることで概ね了承を得ているとのことであった。

委員からは、駐車台数である14人を超える会議の開催回数や移転後に影響を受ける事業についての質疑があった。

それに対し、令和6年上半期の実績として27回の開催であった、福祉機器やチャイルドシートなどの貸出し機器を保管できないため、影響を受ける可能性はあるが事前予約制に変更することで対応することを社会福祉協議会と協議を行った旨の答弁があった。

調査段階での今後のスケジュールとして、役場庁舎分室において令和7年10月からの社会福祉協議会の開設を目指し、必要な条例改正等とともに補正予算を提案し、可決された場合は建物内部及び外部の改修等を行っていく考えであった。

【図2】七飯町社会福祉協議会配置図（案）





## 5. まとめ

七飯町図書室については、独立したキッズルームを設け、開架数も現状を維持できるなど限られたスペースを有効に活用し図書の振興を図る意図が見て取れたことから図書館が建設されるまでの期間においては、示された案を基に更なる図書振興が図られることを望む。しかしながら、施設の狭さは否めず、町民がより図書と触れ合うためにも当委員会としては、改めて早期の図書館建設を求める。

七飯町社会福祉協議会においては、施設が狭くなることからこれまでと同じようには会議室の貸出し等を行えなくなるが、水防センターの活用が難しい状況であり、町としても他に適した施設がないか検討した結果であることから役場庁舎分室への移転は致し方ないとする。

図書室や社会福祉協議会に限らず、移転を予定している施設については利用者はもちろん、そこで働く職員にとっても使い勝手の良い改修を行った上での移転を望んで委員会報告とする。